

お客様各位

平成 29 年 3 月  
エプソン販売株式会社  
セイコーエプソン株式会社

## InterKX 給与計算・法定調書 雇用保険料率・労災保険料率改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、弊社製品をご利用くださいますこと誠にありがとうございます。

早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご査収のほどよろしくお願いいたします。  
なお、このたびの改定に伴うシステムのバージョンアップはございません。

敬具

### 1. 改定内容について

平成 29 年 4 月より雇用保険料率が以下のとおり改定されます。

事業の種類	改定前	改定後
一般の事業	1000分の11.000 (1000分の4.000)	1000分の9.000 (1000分の3.000)
農林水産業 清酒製造業	1000分の13.000 (1000分の5.000)	1000分の11.000 (1000分の4.000)
建設業	1000分の14.000 (1000分の5.000)	1000分の12.000 (1000分の4.000)

( ) は被保険者の方が負担する部分です。

### 2. 計算条件:雇用保険料率の変更方法

4 月分の給与(賞与)からは、新しい料率で雇用保険料の徴収を開始します。  
4 月分の給与(賞与)処理を行う前に次の操作で雇用保険料率を変更してください。

- ①InterKX 給与計算・法定調書を起動し、平成 29 度のデータを選択します。
- ②新しい保険料で徴収を開始する月を選択して<OK>をクリックします。

当月支給の場合：  
給与または賞与の  
支払日 4月xx日を選択

翌月支給の場合：  
給与の

・支払日 4月xx日  
・支払日 5月xx日  
いずれかを選択

または

賞与の

支払日 4月xx日を選択

- ・当月支給の場合は、支払日 4月 XX 日のデータを選択します。
- ・翌月支給の場合は、新料率をいつから使用するか (3 月度 4月 XX 日支払分、4 月度 5月 XX 日支払分のいずれとするか) は、会社として、どちらを 4 月分として納付するかにより異なります。料率を変更する時期が不明な場合は、公共職業安定所 (ハローワーク) などにお問い合わせください。

③設定メニューの<計算条件>を選択します。

計算条件の設定画面が表示されます。雇用保険料率を変更します。

保険料率 (従業員負担分) (/1000)	健康 保 険	給与	保険料率	49.550	健康保険料率は協会けんぽ「東京都」 の場合です。都道府県ごとの料率に読 み替えてください。
			(内)特定保険料率	18.650	
		賞与	保険料率	49.550	
		(内)特定保険料率	18.650		
		介護保険料率	8.250		
	厚生 年 金	給与	保険料率	90.910	
	賞与	保険料率	90.910		
	厚生年金基金保険料率	0.000			
		雇用保険料率	3.000		

### ◎ 注意

料率変更した後、計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態でも過去にさかのぼって給与や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算されてしまいます。給与や賞与の処理が済んでいる月の入力画面を開くときには、給与明細／従業員の選択画面で<確定>処理を行ってから、明細を開いてください。

## 3. 概算・確定保険料等申告書の資料の作成方法

当システムで、概算・確定保険料等申告書の資料を作成されるお客様は、次の操作で料率を変更してください。

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の雇用者も雇用保険の適用対象となりますが、平成 31 年度までは雇用保険料徴収の対象外ですので、給与システムでは、従業員の設定で「雇用保険：なし（高年齢）」を選択する必要があります。

従業員/変更

✕ 閉 (ESC)    ⌂ 戻る (F2)    ✓ OK (F3)    ? ヘルプ (F1)

従業員: XXXXXX    ○ ○ ○ ○

給与	健康保険	あり
	介護保険	年齢判定計算
	厚生年金保険	あり
	雇用保険	なし(高年齢)
	労災保険	あり
	所得税	なし
	時間外手当	なし(高年齢)
	勤怠控除	あり
	控除額	計算設定にトス

基本情報 | 給与・所得・家族

※平成 29 年 4 月時点で 64 歳以上（生年月日が昭和 28 年 4 月 1 日まで）の従業員を登録する場合は、雇用保険を「なし（高年齢）」で登録してください。

（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがある場合のみ。左記に該当しない場合は、「雇用保険：なし」にしてください。）

※平成 29 年 1 月以降「雇用保険：なし」であった従業員を「雇用保険：なし（高年齢）」に変更した場合は、算定基礎賃金集計表の平成 28 年 4 月～平成 28 年 12 月も雇用保険対象の「（うち高年齢）」として集計されます。対象の従業員がいるときは、算定基礎賃金集計表を上書きで修正してください。

- ①InterKX 給与計算・法定調書を起動し、平成 29 度のデータを選択します。
- ②処理月を選択して<OK>をクリックします。
- ③給与メニューの<(労)保険料申告書の資料>を選択します。

<(労)保険料申告書の資料>は、処理月4月～7月を選択すると処理できます。  
(計算条件の「支給日の特別処理」が「翌月日付(特別)」の場合は処理月3月～6月)

- ④(労)概算・確定保険料等申告書の資料(1/2)画面が表示されます。システムでは労災保険は「その他の事業—その他の各種事業」、雇用保険は「一般の事業」の料率が初期値で表示されます。お客様の事業の種類にあわせて各保険料率を上書で変更します。
- ⑤労働保険の申告書に記載されている「申告済概算保険料額」を入力します。
- ⑥「充当的意思」欄の選択を確認します。必要に応じて変更してください。
- ⑦(労)概算・確定保険料等申告書の資料(1/2)画面で<次へ>をクリックすると(労)概算・確定保険料等申告書の資料(2/2)画面(算定基礎賃金集計表)が表示されます。  
(労)概算・確定保険料等申告書の資料(1/2)画面の「保険料等算定基礎額」には(労)概算・確定保険料等申告書の資料(2/2)画面の集計値が表示されます。  
(1/2)画面で合計値を上書で修正することも可能ですが、(2/2)画面で月ごと集計値を変更することも可能です。
- ⑧すべての入力終了したら<確定>をクリックします。背景色が黄色になり、入力値が確定します。  
(修正が必要な場合は<確定解除>をクリックしてください。  
<OK>をクリックして(労)概算・確定保険料等申告書の資料画面を閉じます。

8 入力終了したら<確定>→<OK>

7 算定基礎賃金集計表の形式で確認できます。

4 お客様の事業の種類にあわせて確定保険料率は改定前の料率を概算保険料率は改定後の料率を設定してください。

6 充当意思を選択します。

確定保険料等算定基礎額		平成28年04月01日	から	平成29年03月31日	まで
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円	14,000/1000		605,612 円	
労災保険分	0 千円	3,000/1000		0 円	
雇用保険分	0 千円	11,000/1000		0 円	
雇用保険法適用者	0 千円	11,000/1000		0 円	
高年齢労働者	0 千円	11,000/1000		0 円	
保険料算定対象者	0 千円	11,000/1000		0 円	
一般拠出金	43,258 千円	0.020/1000		865 円	
合計	43,258 千円	14,000/1000		605,612 円	

概算保険料等算定基礎額		平成29年04月01日	から	平成30年03月31日	まで
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円	12,000/1000		605,612 円	
労災保険分	0 千円	3,000/1000		0 円	
雇用保険分	0 千円	9,000/1000		0 円	
雇用保険法適用者	0 千円	9,000/1000		0 円	
高年齢労働者	0 千円	9,000/1000		0 円	
保険料算定対象者	0 千円	9,000/1000		0 円	
申告済概算保険料額	698,428 円				

変更内容は以下のとおりです。

区分		保険料・拠出金率
確定 保険料 算定 内訳	労働保険料(労災+雇用)	お客様の事業の種類の改定前の雇用保険料率と労災保険料率を合算した率を上書で入力します。
	労災保険分	お客様の事業の種類の労災保険料率を上書で入力します。
	雇用保険分 高年齢労働者/保険料算定対象者	お客様の事業の種類の改定前の雇用保険料率を上書で入力します。 ・一般の事業: 11.000/1000 ・農林水産業・清酒製造業: 13.000/1000 ・建設業: 14.000/1000
	一般拠出金	事業によらず、0.020/1000です。
概算 保険料 算定 内訳	労働保険料(労災+雇用)	お客様の事業の種類の改定後の雇用保険料率と労災保険料率を合算した率を上書で入力します。
	労災保険分	お客様の事業の種類の労災保険料率を上書で入力します。
	雇用保険分 保険料算定対象者	お客様の事業の種類の改定後の雇用保険料率を上書で入力します。 ・一般の事業: 9.000/1000 ・農林水産業・清酒製造業: 11.000/1000 ・建設業: 12.000/1000

参考: 保険料等算定基礎額上書時の注意点

- ・ 高年齢労働者が0の場合、雇用保険法適用者を上書で修正しても保険料算定対象者は自動計算されません。  
雇用保険法適用者を上書修正した場合は、保険料算定対象者もあわせて上書修正してください。
- ・ 高年齢労働者が0以外の場合、確定保険料の保険料算定対象者を上書で修正しても概算保険料の保険料算定対象者へ反映されません。

#### 4. 今後の社会保険料率改定のお知らせについて

InterKX 給与計算・法定調書のサポート終了に伴い、今後、社会保険料率改定のお知らせは行いません。R4 シリーズへの切替をお願いいたします。

なお、R4 シリーズでは、バージョンアップのご案内等は、給与 R4 システム内の [サポート] → お知らせ欄 (サポートメニューお役立ち情報 お知らせ欄) にてご案内しております。

以上、よろしくお願いたします。